

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスについて、法令遵守の徹底、株主利益の重視及び経営の透明性確保を基本理念として経営に当たっております。特に、経営の透明性確保に関しては、情報開示への積極的な取組みを重視し、迅速かつ正確なディスクロージャーに努めております。

(2) 会社の機関の内容

当社は監査役制度を採用しております。

報告書作成時点において、取締役会は7名の取締役で構成されており、うち4名が社外取締役であります。

定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定の事項はもとより、当社の経営に関する重要な事項を取締役会の決議によって決定しております。

当社は、監査役及び監査役会による監査を柱として経営監視体制を構築しており、監査役は監査役会が決定した監査計画に基づく厳格な監査役監査や、重要な社内の会議への出席を行っております。

なお、報告書作成時点において、4名の監査役のうち3名は社外監査役であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井造船株式会社	28,261,000	50.10
三井物産株式会社	8,387,300	14.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,284,400	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	645,000	1.14
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	474,500	0.84
シーエムビーエル、 エスエー リ、 ミューチャルフアンド	450,200	0.79
野村信託銀行株式会社(投信口)	338,400	0.59
ザ バンク オブ ニューヨーク 133612	298,900	0.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	221,100	0.39
三井住友海上火災保険株式会社	220,000	0.39

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

三井造船株式会社 (上場: 東京) (コード) 7003

補足説明 更新

野村證券株式会社より、平成26年12月5日付で発行済株式の5.50%を保有している旨の大量保有報告書が提出されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	機械
	1000人以上

直前事業年度末における(連結)従業員数	
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、公正な取引の実施を「Code of Business Conduct & Ethics(企業倫理・行動規範)」に定め、親会社である三井造船株式会社との取引に際しても、この基準に則って一般の取引先と同様に価格や取引条件を合理的に決定しております。

また、公正な取引の実施を含む当社グループのコンプライアンスの状況については、外部の弁護士をメンバーに含むコンプライアンス委員会を定期的に開催して問題のないことを確認しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社である三井造船株式会社を中心とする企業グループの一員であります。三井造船株式会社との合意に基づき、上場会社として自主独立的に経営を行っております。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西畑 彰	他の会社の出身者		○									
仁保 信介	他の会社の出身者		○									
金森 健	他の会社の出身者							○				
名取 勝也	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西畑 彰		三井造船株式会社 取締役	西畑彰氏は三井造船株式会社における長年の経験により、当社の主たる事業である浮体式石油・ガス生産貯蔵積出システムに関して高い専門性と知見を有しております。 これらに基づいて総合的な助言を得ること、及び業務執行に対する社外からの監視機能を期待できるものと判断して社外取締役に選任しております。
仁保 信介		三井造船株式会社 取締役 エンジニアリング事業本部副事業本部長	仁保信介氏は三井造船株式会社における長年の経験により、当社の主たる事業である浮体式石油・ガス生産貯蔵積出システムに関して高い専門性と知見を有しております。

			これらに基づいて総合的な助言を得ること、及び業務執行に対する社外からの監視機能を期待できるものと判断して社外取締役を選任しております。
金森 健		三井物産株式会社 常務執行役員 プロジェクト本部長	当社の事業に関わる経験と見識に基づき、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、及び業務執行に対する社外からの監視機能を期待して社外取締役を選任しております。
名取 勝也	○	——	会社役員として、及び弁護士として、海外を含む豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、及び業務執行に対する社外からの監視機能を期待して社外取締役を選任しております。 また、名取勝也氏は有価証券上場規程第436条の2第1項に規定する独立役員であります。 同氏は当社と取引関係のない企業の役員として、また弁護士として豊富な経験を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、独立した立場より当社の経営に対する助言並びに指導をいただけることから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役、会計監査人及び内部監査部門である内部監査部との関係については、監査計画報告及び四半期毎の会計監査結果報告会を開催して意見交換を行うなど、相互に緊密な連携を図っております。

また、監査役と内部監査部は定期的に連絡会を開催しており、情報交換・意見交換を行って連絡を密にし、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

また、監査役と内部監査部は情報交換・意見交換を行って連絡を密にし、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坪川 毅彦	他の会社の出身者			○										
樋口 浩毅	他の会社の出身者			○										
山本 拓	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坪川 毅彦		三井造船株式会社 取締役 船舶・艦艇事業本部 副事業本部長	坪川毅彦氏は、三井造船株式会社において、長年にわたり船舶に関わる業務を経験しており、当社の主要な業務である浮体式設備においてもそれらの経験と見識に基づく監査機能の強化を期待できるものと判断して社外監査役に選任しております。
樋口 浩毅		三井造船株式会社監査部長	樋口浩毅氏は、三井造船株式会社において監査部長を務めているほか、他社における監査役を務めた経歴を有しており、これらの経験に基づく監査機能の強化を期待できるものと判断して社外監査役に選任しております。
山本 拓	○	――	企業経営に関する経験と見識に基づく、監査機能の強化を期待して、山本拓氏を社外監査役に選任しております。 また、同氏は有価証券上場規程第436条の2第1項に規定する独立役員であります。 同氏は政府金融機関の職員並びに当社と取引関係のない企業の顧問として豊富な経験を有しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく独立した立場より当社の経営に対する助言並びに指導をいただけることから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点では導入の必要がないものと判断しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

当社は有価証券報告書及び事業報告において取締役及び監査役に対する報酬の総額を開示しており、取締役を支払った報酬の総額は196百万円、監査役を支払った報酬の総額は37百万円であります。
このほか、社外役員を支払った報酬等の総額は7百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部が取締役会の事務局となり、必要に応じてサポートをおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役3名を含む4名の監査役及び監査役会を柱とする経営監視体制を構築しております。

(1) 取締役会

取締役会は社外取締役4名を含む7名の取締役で構成されており、月次で開催する定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会において、当社の経営に関する重要事項を決定しております。

(2) 経営会議

当社は、業務執行に関わる機能を取締役会から委譲し、経営の効率化と業務執行の迅速化を図るため、執行役員制を導入しております。執行役員の中から社長が指名し、取締役会が承認した者によって構成される経営会議を月2回開催し、取締役会の決定する経営戦略に基づく業務の執行に関する重要事項を決定すると共に、審議・報告を通じた情報の共有化を図っております。

(3) 責任限定契約

当社は、社外役員として有用な人材を登用できるよう、現行定款において、社外役員との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、社外取締役である金森健及び名取勝也の両氏、並びに社外監査役である山本拓氏との間で次の内容の責任限定契約を締結しております。

・社外役員としてその任務を行ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、以下のとおり適切な監視・監督体制を可能とする体制と判断して、現状のガバナンス体制を選択しております。

(1) 社外からの経営監視機能を取り入れるため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。

(2) 取締役会による監督機能の強化を図るため、執行役員制によって経営と業務の執行を分離しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、3月10日を目途として発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日での開催の回避に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知及び参考書類の英訳を当社のウェブサイトに掲載しております。
その他	招集通知やその添付書類、株主総会で使用したプレゼンテーション資料等は、発送と同時に当社のウェブサイトにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、説明会を開催しております。 また、個別取材にも積極的に対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国、英国、香港、シンガポール等にて実施しております。 また、個別取材にも積極的に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト説明会で使用したプレゼンテーション資料等をウェブサイトに掲載しております。 また、プロジェクトの紹介や専門用語の解説等、当社の事業を理解していただくための情報に関しても内容の充実に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を担当部署とし、同部を所管する執行役員を担当役員としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主利益の重視をはじめとして、ステークホルダーの期待に応える姿勢を企業理念に掲げ、ウェブサイトに掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は国際海事機関(IMO)が採択したマルポール条約と呼ばれる海洋汚染防止条約を遵守して事業活動を行うほか、各国・地域の条例に従い、環境への負担を最小限にする取組みを積極的に行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性確保をコーポレート・ガバナンスに関わる基本理念のひとつとし、情報開示への積極的な取組みを重視しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、内部統制の目的である「業務の有効性と効率性の確保」「財務報告の信頼性確保」及び「法令・定款及び社会規範の遵守」を達成するため、内部統制の構築と整備に努めております。

2. 内部統制の整備状況

(1) 会社の機関

当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は、取締役会において決定しております。一方、業務遂行に関わる機能については取締役会から執行役員に委譲し、経営の効率性向上と意思決定の迅速化を図っております。執行役員の中から社長が指名し、取締役会が承認した者によって構成される経営会議を月2回開催し、取締役会の決定する経営戦略に基づく業務の執行に関わる重要事項を決定しております。

取締役会直属の組織であるコンプライアンス委員会は、顧問弁護士をメンバーに含めた委員会を定期的に開催し、法令・定款等の遵守状況について確認を行っております。

そのほか、業務の適切な運営と内部管理の徹底を図り、リスクマネジメントを強化するため、社長直属の内部監査部門として内部監査部を設置しており、業務部門から独立した専任者3名を任命しております。

(2) リスク管理体制

業務執行に関わるリスクについては、業務関係諸規程に基づき、各部門においてリスク管理を行っております。

社内の横断的なリスクの把握と管理については執行役員会において業務の執行状況と結果を継続的に確認し、徹底を図っております。

内部監査部門では定期的に各部門におけるリスク管理の状況を監査し、監査結果の報告と共に、必要に応じて改善策の提言等を行っております。

(3) コンプライアンス体制

「コンプライアンス宣言」に基づき、当社および当社の子会社ならびにその役員・従業員の共通の行動規範として「Code of Business Conduct and Ethics（企業倫理・行動規範）」を制定し、実施しております。

取締役会直属のコンプライアンス委員会では、法令等の遵守状況を確認すると共に、勉強会の開催等、社内におけるコンプライアンス意識の啓発活動及びコンプライアンスに関わる事項の徹底に当たっております。また、法令違反その他のコンプライアンス違反行為の早期発見と是正及び通報者の保護を目的として内部通報に関する規程を定め、当社グループ内共通の内部通報システムとして、第三者機関を窓口とする、「MODEC Ethics Hotline」を設置しています。

内部監査部は法令等の遵守状況についても定期的に監査を行い、その結果を報告すると共に、必要に応じて改善策の提案等を行っております。

(4) 当社グループにおける内部統制の整備について

関係会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を制定し、各社に対する経営管理及び支援を行っております。

(5) 職務の執行に関する情報の保存及び管理について

取締役会及び従業員の職務の執行に関する情報については、「文書管理規程」を制定し、これに基づいて記録・保存を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力とは断固として関係を排除する方針を「Code of Business Conduct and Ethics（企業倫理・行動規範）」に定め、反社会的勢力からの要求を受けた場合でも毅然としてこれを拒否することを役職員に周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は総務部が統括部門となり、反社会的勢力に関する情報を一元的に収集・蓄積して社内体制の整備を図っております。

また、平素より弁護士、警察及び外部専門機関と意思疎通を図って緊密な連携関係を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

特記すべき買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

